年　　月　　日

生産緑地地区内行為許可通知書

　　　　　　　　　　　　　　様

江戸川区長

　生産緑地内の行為については、生産緑地法第８条第２項の規定により、下記の条件を付して許可しますので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．行為の種類  ※１ | (1)　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築  (2)　宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更  (3)　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| ２．行為の目的、  　　内容及び理由 | (目的) | | |
| (内容) | | |
| (理由) | | |
| ３．行為地の地名地番及び地番面積 | 地名地番（住居表示）  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 地番面積 |
| ㎡ |
| ４．行為地の現況 |  | | |
| ５．行為の期間 | 着手予定年月日 | 年　　月　　日 | |
| 完了年月日 | 年　　月　　日 | |
| ６．設　計　者  ※２ | 住所 | | |
| 氏名 | | |
| 電話 | | |
| 7.　工事施行者  ※２ | 住所 | | |
| 氏名 | | |
| 電話 | | |
| 8.　許可条件 |  | | |

【行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示】

　１．　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２．　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。